

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

北海道常呂高等学校

令和 7 年度 北海道常呂高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 27 日策定

令和 5 年 6 月 22 日改定

平成 30 年 3 月 29 日改定

令和 6 年 1 月 15 日改定

令和 2 年 6 月 4 日改定

令和 7 年 5 月 20 日改定

1 学校いじめ防止基本方針

「北海道いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等に関する基本的な考え方は「全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようになるようにします」とある。

また、基本理念として「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

このことを受け、本校においても、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見に努める。発生したいじめに対しては、積極的に認知して早期解決を図り、生徒が、望ましい人間関係を構築していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにする。生徒たちが将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくために必要な力を育むために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義【「いじめ防止対策推進法」(P12～参照) 第 2 条第 1 項より】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周囲の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策推進法」（P12～参照）第22条及び第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、※1「性的マイノリティ」※2「多様な背景を持つ生徒」「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

〔脚注〕※1「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

※2「多様な背景を持つ生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、生徒の家庭での過重な負担、外国人生徒等）などにある生徒のことです。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめは見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する」との認識

(3) いじめの構造

いじめは、加害者と被害者という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりす

る「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

(4) いじめの内容（態様）・要因・解消

ア いじめの内容（態様）

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、物隠し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令や脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

イ いじめの要因

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

ウ いじめの解消

(ア) いじめに係る行為が止んでいる。

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・被害生徒本人と保護者に対し、面談等により確認する。

(ウ) 解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

(エ) いじめが解消に至っていない場合

- ・被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(4) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により迅速に対応する。

(5) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

重大事態が発生したと判断した場合、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、オホーツク教育局を通じて、北海道教育委員会へ報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と連携を図る。（【別紙5】重大事態発生時の調査対応図）

3 いじめの防止について

(1) 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組

- ・教育活動全体を通じた人権教育の推進と人権意識の高揚
- ・関係機関や専門家と連携した講演会等の開催

(2) 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・生徒理解支援ツール「ほっと・アセス」の活用

(3) 生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組

- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・生徒が主体的に行うホームルーム活動や生徒会活動の充実
- ・面談の定期的実施（ICT教育相談の活用）

(4) 生徒の社会性や規範意識を育む教育活動

- ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ボランティア活動や体験的な学習活動の充実

(5) 生徒の特性を踏まえた適切な支援

「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」「被災生徒」等、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 校内研修について

(1) 全教職員を対象として、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を基に、次の内容に係る校内研修を実施する。

ア 「いじめの理解」及び「『学校いじめ防止基本方針』の理解」に関する研修

イ 「いじめ防止」や「いじめ事案対処」に関する生徒指導力向上に関する研修

- (2) 生徒を対象として、スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携し、次の内容に係る研修等を実施する。

ア スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等との連携による「SOS の出し方」

イ 警察等との連携による「インターネット上のトラブル防止」や「情報モラル教育」

ウ 保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」

5 「学校いじめ対策組織」について

- (1) 構成メンバーと主な役割 【別紙2】

いじめ防止等の対策として、校内に専門の委員会を組織する。

【委員長】教頭（委員会の招集・統括）

【委員】生徒指導部長 いじめの疑いに関する相談・通報の受付窓口

各学年担任 いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有（集約）

養護教諭 SC や SSW 等関係機関との連絡窓口

※必要に応じて、該当担任、該当部顧問、SC、SSW 等関係機関の専門家を拡大委員会として参集する場合がある。

- (2) 学校いじめ対策組織の役割

いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）の報告を受けて、次の役割を担う。

- ① 「学校いじめ対策組織」の会議を開催
- ② 情報の迅速な共有
- ③ 関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等による事実関係の把握に基づき、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）
- ④ いじめが解消に至るまでの対処プランの策定と確実な実行

6 「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直しについて

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組

ア 入学式やPTA総会等、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

イ 「学校いじめ防止基本方針」を Web サイトに掲載し、学校内での掲示や学校だより等をとおして、生徒や保護者、地域住民が、内容を容易に確認できるようにする。

- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組

「いじめの問題への取組チェックシート」を活用し、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

全職員が、いじめの防止等に関する考え方を共有し、生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進められるように、アンケートの実施や協議の場を設ける。

7 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組

ア いじめの発見

・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

・「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

イ いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン【別紙3】

ウ 教室・家庭でのサイン【別紙4】

エ 相談体制の整備

・相談窓口の設置及び周知

オ 定期的調査の実施

・アンケートの実施（6月、10月）

カ 情報の共有

・報告経路の明示・報告の徹底

・要配慮生徒の実態把握

・職員会議等での情報共有

・進級時の引継ぎ

(2) いじめの積極的な認知の取組

ア 全教職員で「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義等について確認し、積極的な認知の重要性について共通理解を図る。

イ ICT 端末を活用し、生徒への定期的または必要に応じたアンケートを実施する。

ウ 個人面談やグループ面談、定期相談、SC による面談等、生徒・保護者等からの相談や通報を聴き取る窓口を複数設置する。

エ SNS 等を介したインターネット上でのいじめ問題への対応について、生徒への情報モラル教育や情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、保護者への啓発活動等を充実する。

8 年間指導計画について

(1) アンケート調査について

・いじめアンケートを年2回（6月、10月）実施する。

・学習状況等調査の質問項目に生活に関するアンケート項目を加えて実施する。

(2) 個人面談（教育相談）について

- ・教育相談週間を年2回（5～6月、2月）設定する。
- ・SCによる面談について、生徒・保護者に広く案内する。

(3) いじめ未然防止の取組について

- ・生徒会活動（学校祭等）に係る事前指導（7月）
- ・生徒理解支援ツール「ほっと・アセス」の実施（8月）
- ・関係機関や専門家と連携した講演会等の開催（11月）
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり（1年4月・1月、2年12月）
- ・教育活動全体を通した道徳教育（通年）
- ・ボランティア活動や体験的な学習活動（通年）

(4) 「学校いじめ対策組織」会議について

- ・毎月1回の定例会議を開催する。
- ・いじめに係る事案が発生した際は、緊急に会議を開催する。

(5) 校内研修について

- ・「いじめの理解」及び「『学校いじめ防止基本方針』の理解」に関する研修（4月）
- ・「インターネット上のトラブル防止・情報モラル教室（警察等との連携）」（7月）
- ・「いじめ防止」や「いじめ事案対処」に関する生徒指導力向上に関する研修（8月）
- ・「SOS の出し方（SC、SSW 等との連携）」（10月）
- ・「生命（いのち）の安全教育（保健師等との連携）」（11月）

(6) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しについて

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（4月）
- ・「学校いじめ防止基本方針」のWebサイト等への掲載（4月）
- ・「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検（2月）
- ・「学校いじめ防止基本方針」の改定に向けたアンケート・協議等（2月）
- ・「学校いじめ防止基本方針」の改定（3月～翌年度4月）

9 いじめ対応の流れ 【別紙1】日常の指導体制 ～【別紙2】緊急時の組織的対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策についてともに考える

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

- ・関係機関との調整
- イ 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係機関との連携
 - ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状の治療、指導・助言
- オ スクールカウンセラーや保健所との連携
 - ・カウンセリングや相談
 - ・ICT教育相談の活用
 - ・医療機関へ繋ぐ前の相談・助言

10 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの防止

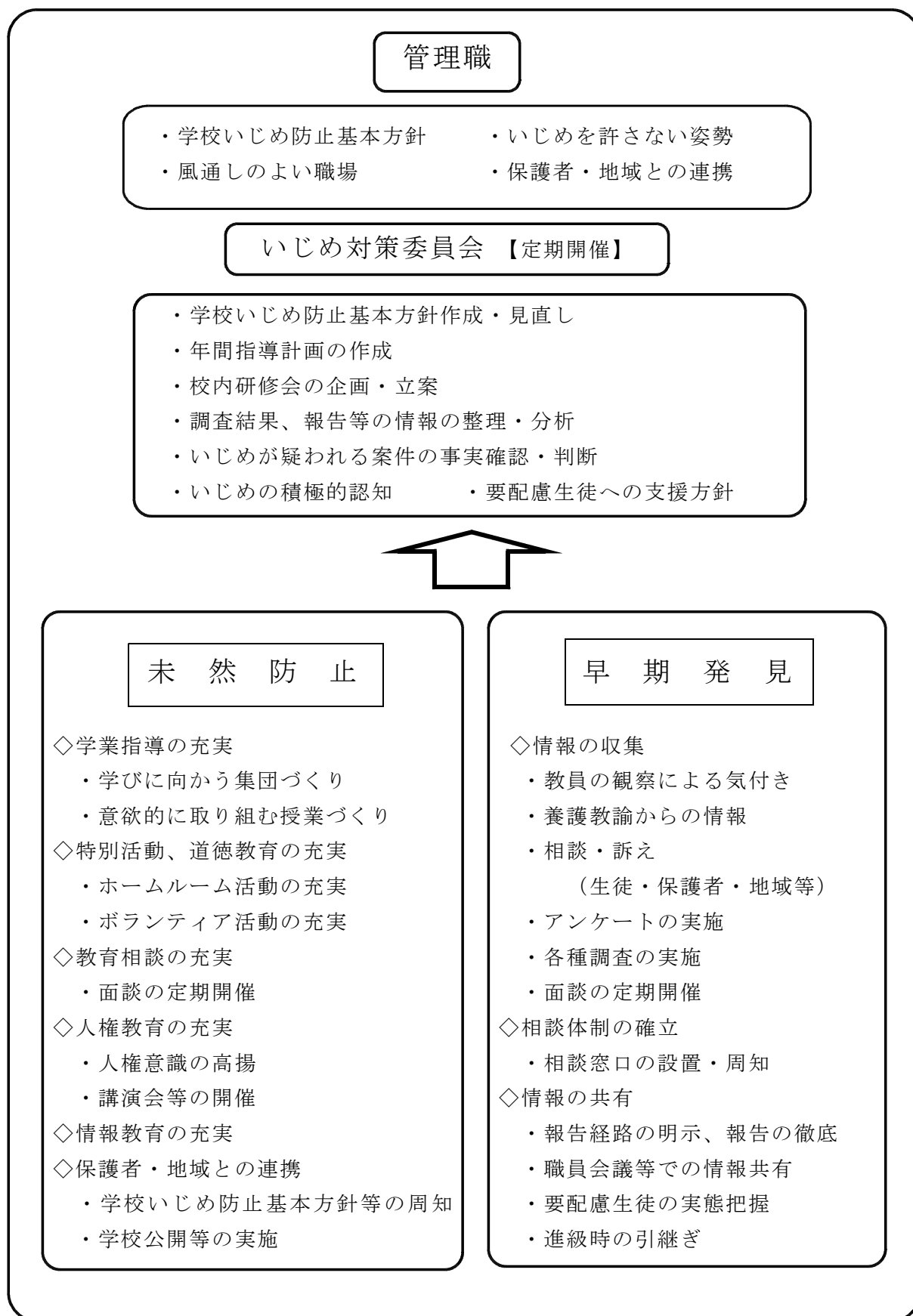
- ア 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- イ 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処
 - 状況確認 → 状況の記録
 - 管理者へ連絡（削除依頼）いじめへの対応、警察への相談

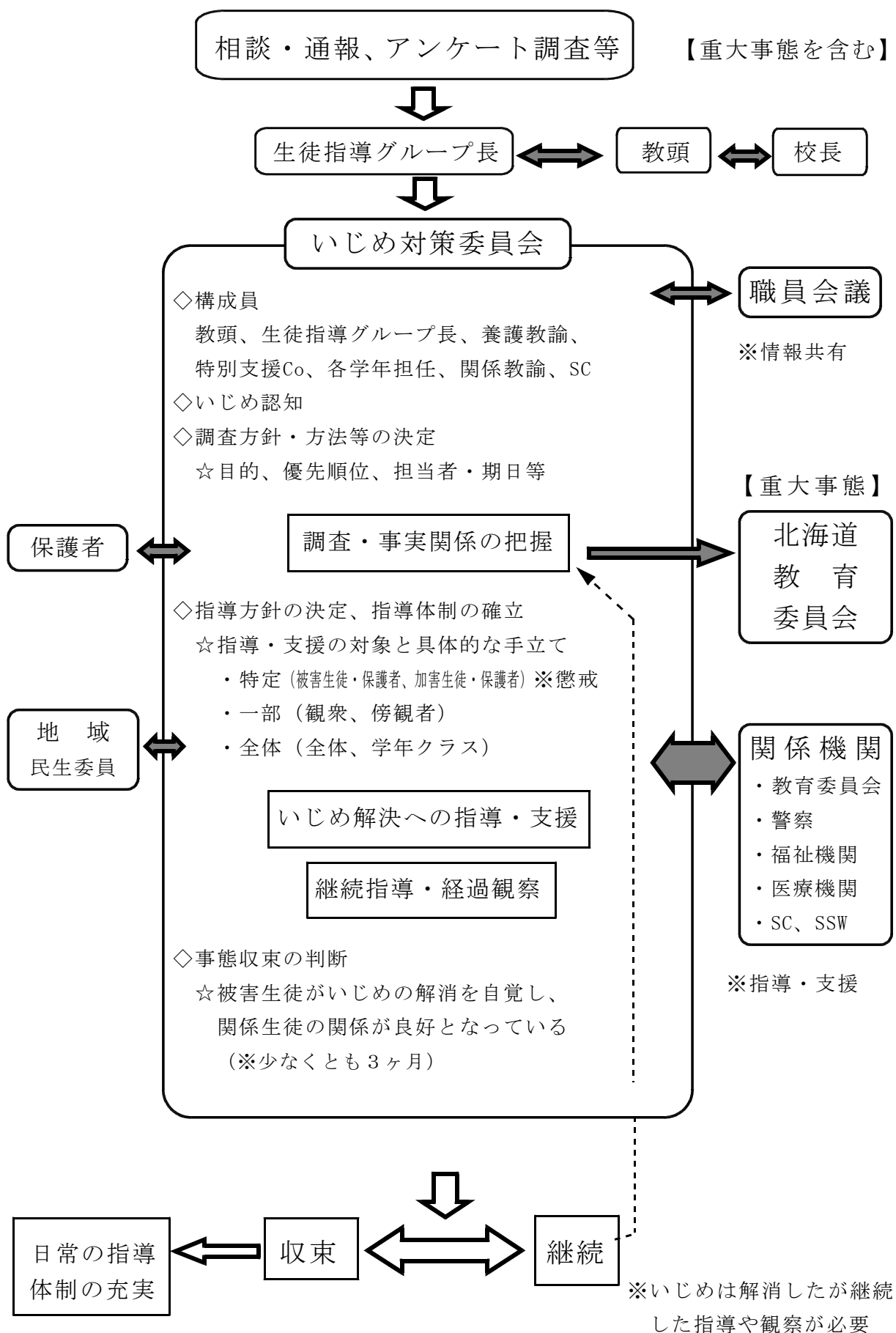
【別紙 1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



【別紙 2】

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙 3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

【別紙 4】

教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

【別紙5】重大事態発生時の調査対応図

